

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱

北海道空知総合振興局長

第1 趣旨

地域づくり総合交付金制度要綱（平成25年4月19日付け空地政第492号北海道空知総合振興局長（以下「局長」という。）決定。以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における地域づくり推進事業の交付に関し、必要な事項を定める。

第2 交付対象者

交付対象者は、制度要綱第2の規定によるほか、次のとおりとする。

1 一般事業

制度要綱第2の表の1の(1)ただし書に規定するソフト系事業の交付対象者は、次により取り扱うものとする。

- (1) 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合において、制度要綱第6の1の表の適用は市町村として取り扱うことができる。
- (2) 市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、制度要綱第6の1の表の適用は、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。
- (3) 局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。
- (4) 前3号のほか、個別事業における交付対象者の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

制度要綱第2の表の1の(2)の規定によるほか、個別事業における交付対象者の特例については、別紙2に定めるところによる。

3 デジタルチャレンジ推進事業

制度要綱第2の表の1の(7)の規定している民間事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 北海道内に事務所（本社・支社・営業所等）を有していること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

第3 交付対象事業

1 一般事業

制度要綱第3に規定する交付金の交付対象となる事業は、別紙1のとおりとする。

なお、交付対象事業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア 交付対象事業の1件の取扱いについては、次による。

- (ア) 建築物等のように個別の施設として明確なものについては、それぞれ1件とする。
- (イ) その性格上、数種類の施設を一括して整備する必要のある事業（例えば、海水浴場施設として、監視塔、駐車場、脱衣場、便所等の施設を一括して整備する場合）については、それらをまとめて1件とする。
- (ウ) 市町村の総合計画等に基づき、一体的に整備する複数の施設整備事業は、それらをまとめて1件とみなすことができる。

なお、一体的とは、計画に基づき、計画的・一体的に実施されとともに、予算上も一体的に取り扱われているものをいう。

イ 付帯設備については、博物館の展示工事、図書館の書架、体育館の固定式運動器具等本体工事とともに施工する、その施設の利用目的に沿うものは交付対象とすることができる。

ウ 改修事業については、既存施設の増築や改築において、新しい機能を附加し、あるい

は、構造を大きく変えるものは対象とする。ただし、単なる床、壁等の張替え、施設内の照明施設の取替え等、維持補修程度の事業は対象としない。

なお、改修事業に伴う設備整備事業(施設本体に直接設置(固定)されるものに限る。)についても対象とすることができる。

エ 次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ア) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	a 国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業(当該対象外部分を交付対象とする。) b 文化財保存整備事業(「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」の別表で規定する文化財保存整備に係る各補助要項で定める国庫補助を受けて行う事業)
(イ) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	a 診療所整備事業 b 診療所医療機器整備事業 c 医師用住宅整備事業 d 過疎対策等のために行う施設整備事業(スキーリフト、宿泊研修施設等)のうち、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設の整備事業 e 新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、経営に伴う収入をもって設置に要する経費を賄うことが極めて困難であると認められる事業 f 産業活性化支援施設整備事業
(ウ) 維持補修事業	a 施設整備を完了した翌年から起算して10年以上が経過しており、地域住民が幅広く利用する施設で、当該実施要綱別記第1号様式中の「施設の長寿命化に資する維持管理計画」に沿って、予防的に実施される事業(施設本体に直接設置(固定)される設備整備事業を含む。) b 移住促進施設整備事業における既存施設の補修事業 c 医師用住宅整備事業における既存施設の補修事業 d 地域防災力強化事業(避難施設整備事業)における新たな避難所機能を付与する事業
(エ) 他の団体等に補助する事業	市町村が補助する次に掲げる事業 a 文化財保存整備事業 b 移住促進施設整備事業 c テレビ難視聴解消施設整備事業 d 複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業 e 農業振興施設等整備事業 f 産業活性化支援施設整備事業
(オ) 公共用地先行取得事業	—
(カ) 庁舎等の公用施設や交付金の趣旨に合致しない普通財産の整備事業	地域防災力強化事業(避難施設整備事業)における新たな避難所機能を付与する事業
(キ) その他局長が不適当と認める事業	—

オ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。

(2) ソフト系事業

ア 対象事業の内容は、次のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策推進事業にあっては、(カ)を除く。

(ア) イベント開催事業

(イ) 広報普及事業

(ウ) 人材育成事業

(エ) 調査研究事業

(カ) 計画策定事業（事業主体が市町村の場合は、複数の市町村が共同で実施する事業に限る。）

(ク) 局長が特に必要と認める事業

イ 次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ア) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	—
(イ) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	—
(ウ) 専ら団体構成員のみを対象とする事業	公益性が高いと認められる事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動などを除く。）
(エ) 事業主体の経費負担のない事業	参加負担金や入場料等の収入については、事業主体の経費負担（自己財源）とみなすことができ、これに該当する事業
(カ) 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業	—
(ク) 他の団体等に補助する事業	a 市町村が補助する道央広域連携地域政策展開方針（以下「展開方針」という。）における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業 b 地域防災力強化事業（自主防災組織創設・活性化事業に限る。） c 新型コロナウイルス感染症対策推進事業（ソフト系事業）を実施する団体等に対し市町村が補助する事業
(キ) 営利を目的とする事業	—
(ク) 施設の維持管理を目的とする事業	—
(ケ) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業	—
(コ) その他局長が不適当と認める事業	—

ウ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障がい者（児）の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励することを目的として取り組まれる別紙2に定める事業を交付の対象とする。ただし、国又

は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付の対象外とする。

3 地域産業基盤整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な地域産業基盤整備事業のうち、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、原則として交付の対象外とし、事業の詳細については別紙3に定める。

(1) 小規模土地改良事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な整備を機動的に行い、農用地や農業用施設の高度利用や集落環境の保全を図り、豊かで特色ある農村づくりを推進することを目的として実施する事業

(2) 小規模林道整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な林道（経営林道）や支派線路網（生産林道）の整備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備を行うことで、林業の振興と山村地域の活性化を図ることを目的として実施する事業

(3) 小規模治山事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行うことで、国土の保全、民生の安定に資することを目的として実施する事業

4 エゾシカ緊急対策事業

交付対象事業は別紙4に定める事業とする。

5 集落維持・活性化促進事業

「北海道における集落対策の方向性」に基づき、市町村と住民とのパートナーシップのもと、集落で抱えている課題解決に向けた対策の重要度や優先度を考慮した上で、集落の維持・活性化を目的として取り組まれる別紙5に定める事業を交付対象とする。

6 水資源保全推進事業

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）に規定する水源の土地における適正な土地利用の確保を図ることを目的として実施する別紙6に定める事業を交付対象とする。

7 デジタルチャレンジ推進事業

AIやIoT等のデジタル技術、それにより収集したデータ等の一層の活用により、地域課題を解決し、道内市町村に横展開することで、北海道全体の活性化と北海道Society5.0の実現を図ることを目的として実施する別紙7に定める事業を交付対象とする。

8 ゼロカーボン推進事業

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地域特性に応じた脱炭素化の取組を推進することを目的として実施する別紙8に定める事業を交付対象とする。

第4 交付対象経費

1 一般事業

制度要綱第4に定める交付対象事業に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

(1) ハード系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア 事務費、調査費及び設計監督費	地盤調査及び設計監督の外部委託費
イ 施設撤去費	第3の1の(1)のウで対象とする改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費
ウ 造成費（整地費を含む。）	グラウンド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費
エ 用地取得費	—
オ 備品購入費	(ア) 医療機器、テレビ難視聴解消施設の送受信機器、農業振興施設等整備事業で購入する備品であって、単価が20万円以上のもの (イ) 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費

	(単価が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものに限る。)
カ その他局長が不適当と認める経費	—

(2) ソフト系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア 賃金及び職員費	ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
イ 食糧費	—
ウ 備品購入費	a 事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。） b 地域防災力強化事業（防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業及び自主防災組織創設・活性化事業に限る。）における備品購入費 c 権限移譲推進事業における備品購入費 d 新型コロナウイルス感染症対策推進事業における防災備蓄計画等に基づく感染症対策用品を含む備蓄品・備品購入費
エ 用地取得費	—
オ 工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合（既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
カ その他局長が不適当と認める経費	—

(3) 前2号のほか、個別事業における対象経費の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付対象経費は、別紙2に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については交付対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費
- (4) その他整備費として適当と認められない経費

3 地域産業基盤整備事業

交付対象経費は、別紙3に定める経費とする。

4 エゾシカ緊急対策事業

交付対象経費は、別紙4に定める経費とする。

5 集落維持・活性化促進事業

交付対象経費は、別紙5に定める経費とする。

6 水資源保全推進事業

交付対象経費は、別紙6に定める経費とする。

7 デジタルチャレンジ推進事業

交付対象経費は、別紙7に定める経費とする。

8 ゼロカーボン推進事業

交付対象経費は、別紙8に定める経費とする。

第5 交付金の限度額

1 一般事業

制度要綱第6の1の表の(1)のアに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア 第3の1の(1)のウに定める改修事業及び第3の1の(1)のエの表の(ウ)に定める予防的に実施される事業については、下限額を250万円とする。

イ 次の事業については、別紙1に定める限度額を適用する。

(ア) 文化財保存整備事業

(イ) 医師用住宅整備事業

(ウ) 移住促進施設整備事業

(エ) 合併市町村まちづくり推進事業

(オ) 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業

(カ) 避難施設整備事業

(キ) 備蓄庫整備事業

(ク) 消防施設整備事業

ウ 全道的規模で、かつ、広域的に利活用される施設のうち、特に規模の大きなものは、局長が特に必要と認める事業に限り、上限額を適用しないことができる。

エ 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(2) ソフト系事業

ア 第3の1の(2)のイの表の(カ)に定める事業のうち、同表の右欄に掲げる事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

イ 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業については、別紙1に定める限度額を適用する。

ウ 次の事業については、別紙1に定める限度額を適用する。

(ア) 権限移譲推進事業

(イ) 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業

エ 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

オ 第6の1の(2)のカの規定により、交付金を加算する場合は、制度要綱第6に定める上限額に、当該加算額を加えた額を上限額とする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

(1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。

(2) (1)の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

3 地域産業基盤整備事業

制度要綱第6の1の表の(1)のウに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

(1) 小規模土地改良事業

局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(2) 小規模林道整備事業

ア 事業の区分ごとに別紙3に定める限度額とする。

イ アの規定にかかわらず、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(3) 小規模治山事業

局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

4 エゾシカ緊急対策事業

制度要綱第6の1の表の(1)のエに定める上限額は、別紙4に定める額とする。

5 集落維持・活性化促進事業

(1) 制度要綱第6の1の表の(1)のオに定める限度額の特例は、別紙5に定める額とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

第6 交付金額の算定

1 一般事業

(1) ハード系事業

ア 交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を満度に充当したと

みなして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて交付金額を算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲以内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該事業の財源としている負担金に交付税措置のある地方債を利用している事業についても同様とする。）。

イ 第3の1の(1)のエの表の(エ)に掲げる事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、事業実施主体が行う事業に要する経費をもって交付対象経費を算出し、交付金額を算定するものとし、そのうち、同表のa、b、c及びfに掲げる事業については別紙1によるものとする。

ウ 交付対象事業に対する寄附金など、特定財源として扱う寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(2) ソフト系事業

ア 第3の1の(2)のイの表の(エ)の右欄に掲げる事業における参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。

イ アに掲げる事業主体の経費負担（自己財源）のうち交付対象経費に充当される額が交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合には、交付対象経費から当該事業主体の経費負担（自己財源）のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

ウ 第3の1の(2)のイの表の(カ)に掲げる事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

エ 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

オ 市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業において、交付対象事業に用途を限定して得た寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

カ 地域再生法第13条第1項に基づき、国が交付する地方創生推進交付金の交付を受けて事業（先駆タイプに限る）を実施する市町村、一部事務組合又は広域連合が、同年度に地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）の交付を受けて事業を実施する場合、当該地域づくり総合交付金の交付を受けて実施する事業が、地方創生推進交付金の交付を受けて実施する事業と関連させて実施することにより、特に地域創生に資すると局長が認めるものについては、1事業に限り、制度要綱第7により算定した額に加算して交付金額を算定することができる。

この場合、加算できる額は、当該地方創生交付金の交付額に10分の1を乗じて得た額と、制度要綱第7に基づき算定した額（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）に2分の1を乗じて得た額を比較して少ない方の額を上限とする。

(3) 前2号のほか、交付金額の算定における対象経費の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付金額の算定に当たっては、別紙2において事業区分ごとに定める交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 エゾシカ緊急対策事業

交付金額の算定は、別紙4に定めるところによるものとする。

4 集落維持・活性化促進事業

交付金額の算定は、別紙5に定めるところによるものとする。

5 水資源保全推進事業

交付金額の算定及び交付金の交付率は、別紙6に定めるところによるものとする。

6 ゼロカーボン推進事業

交付金額の算定は、別紙8に定めるところによるものとする。

第7 事業計画に添付する関係書類

制度要綱第8の1に規定する関係書類は、次のとおりとする。

1 一般事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

(2) ソフト系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

別紙2のとおり

3 地域産業基盤整備事業

別紙3のとおり

4 エゾシカ緊急対策事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

5 集落維持・活性化促進事業

別紙5のとおり

6 水資源保全推進事業

別紙6のとおり

7 デジタルチャレンジ推進事業

別紙7のとおり

8 ゼロカーボン推進事業

別紙8のとおり

第8 交付申請及び交付決定等

制度要綱第9の1に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

第9 交付の条件

制度要綱第10に規定する交付条件については、次のとおりとする。

1 地域づくり推進事業における交付対象経費の額及び配分の変更

(1) 交付対象事業を構成する各事業の交付対象経費の額を変更する場合

制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の額の変更については、当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。

(2) 交付対象事業を構成する各事業間の交付対象経費の配分を変更する場合

制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の配分変更については、各構成事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。

2 一般事業、エゾシカ緊急対策事業、集落維持・活性化促進事業、デジタルチャレンジ推進事業及びゼロカーボン推進事業に付す条件

(1) 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。

(2) 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受け

ないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。

イ アの本文に定める承認を受けようとするときは、別記第3号様式により局長に申請しなければならない。

ウ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第4号様式により局長に報告しなければならない。

エ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、ケに定める財産処分納付金の全部又は一部を道に納付させることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。

(ア) 地方公共団体が行う財産処分

a 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）

b 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

c 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

d 交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等

e その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合

(イ) 地方公共団体以外の者が行う財産処分

a 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

b 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合

c 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

d 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

e 交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

オ ウに定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、エのただし書の規定は適用しないことがある。

カ 地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第9の2の（2）に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

キ 担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

ク キに定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

ケ 財産処分納付金の額

(ア) 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額

又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価である場合には、評価額とする。

(イ) (ア)以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

コ 第3の1の(2)に定める交付対象事業（一般事業のソフト系事業）の実施により生じる50万円未満の財産処分については、アの規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

サ コに定める財産処分によって収入があった場合、エの本文の規定は適用しないものとする。

(3) 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

3 福祉振興・介護保険基盤整備事業に付す条件

(1) 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。

(2) 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、2の(2)の規定を準用する。この場合において、2の(2)中の「効用の増加した財産」は「効用の増加した別紙2に定める財産」と読み替えるものとする。

(3) 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

(4) 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。

また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

4 地域産業基盤整備事業に付す条件

(1) 小規模土地改良事業

ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限り、局長の承認を不要とする。

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超えない変更の場合

(イ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が3.5パーセントを超えない変更の場合

イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(イ) 交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を局長に報告し、その承認を受けなければならない。

ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業に係る建設工事を請負により施行しようとする場合は、特に随意契約を必要とするものを除き、一般競争入札又は指名競争入札の方法によらなければならない。

(イ) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。

(2) 小規模林道整備事業

ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の

能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。

イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(イ) 交付金交付の年度の翌年度から起算して8年以内に、当該林道、施設の全部若しくは一部を転用若しくは用途変更しようとするとき、又は交付目的を達成することが困難と思慮するときは、あらかじめ局長の承認又は認定を受けなければならない。

(ウ) 交付事業者は、交付対象事業により開設又は整備した林道又は施設について、交付金を交付した年度の翌年度から起算して8年経過後に、転用又は用途変更をしたときは、局長に報告するものとする。

ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。

(3) 小規模治山事業

ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限る、局長の承認を不要とする。

(ア) 事業費の内訳に係る交付対象経費の減額の場合

(イ) 事業費の内訳に係る交付対象経費の増額が、変更前の交付対象経費の額の30パーセントを超えない増額の場合

(ウ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が1.5パーセントを超えない変更の場合

(エ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める事務雑費の割合が3パーセントを超えない変更の場合

イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。

(イ) 交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に別紙3に定める標識を設置しなければならない。

5 水資源保全推進事業に付す条件

1の規定に関わらず、水資源保全推進事業については次の条件を付すものとする。

(1) 交付対象経費の額を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の額に変更がなく、目標の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合に限る、局長の承認を不要とする。

(3) 交付対象事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

なお、交付対象事業により取得した土地が森林の場合は、森林法に基づき市町村が定める市町村森林整備計画において当該地域を水資源保全ゾーンに含めるものとし、適切な管理を行うものとする。

第10 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、次の

様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。

- (1) 一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、エゾシカ緊急対策事業、集落維持・活性化促進事業及びゼロカーボン推進事業
事業遂行状況報告書（別記第5号様式）
- (2) 地域産業基盤整備事業
 - ア 小規模土地改良事業
事業遂行状況報告書（別記第6号様式）
 - イ その他
事業遂行状況報告書（別記第7号様式）
- (3) デジタルチャレンジ推進事業
事業遂行状況報告書（別記第48号様式）、事業工程表（別記第50号様式）

第11 実績報告

制度要綱第13に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

第12 その他の取扱い

1 各事業区分における共通事項

局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

2 一般事業

(1) 継続事業

ア ハード系事業

事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

イ ソフト系事業

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は3か年度とする。

ウ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。

(2) 個別事業における特例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第8条第1項の規定による財政再生計画を同法第9条第1項の規定により議会の議決を経て定め、その財政再生計画が同法第10条第3項の規定による総務大臣の同意を得た市町村（以下「財政再生団体」という。）が実施する知事が特に必要と認める事業については、第2から第6までの規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

(3) 交付対象事業の採択

優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙1のとおりとし、これに基づき審査を行った上で交付対象事業の採択を行うものとする。

なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立状況等財政状況についても考慮するものとする。

(4) 財政再生団体の取扱い

局長は、知事が特に必要と認める事業を行う財政再生団体から関係書類が提出された場合には、その写しを速やかに知事に送付し、知事は交付事業の内容を審査の上、適当と認めた場合には、速やかに局長に通知するものとする。

また、通知を受けた局長は、必要な事務処理を行うものとする。

(5) 工事完成届

局長は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局（以下「振興局」という。）職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

なお、ハード系事業のうち新エネルギー等開発利用施設整備事業に係る地熱天然ガスボーリング探査については、必要に応じ地方独立行政法人北海道立総合研究機構の立会いのもとに作成した検査調書の写しを添付して提出させるものとする。

(6) 事業完了後の効果検証

ア 農業振興施設等整備事業又は産業活性化支援施設整備事業のうち、いずれかの事業区分で事業採択され、各構成事業につき3,000万円以上の道交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降3年間、各年度の終了後3ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第8号様式）を局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降3年間とする。）。

イ 局長は、アで提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。

3 福祉振興・介護保険基盤整備事業

(1) 継続事業

継続事業の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付金交付額は、第6の2により算定するものとする。

イ 交付基準額は、別紙2に定める額とする。このうち、交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。

(2) 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

4 地域産業基盤整備事業

(1) 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

(2) その他

各交付対象事業における個別的特例については、別紙3のとおりとする。

5 エゾシカ緊急対策事業

別紙4の2の(13)により交付対象経費の特例を認める場合には、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

6 集落維持・活性化促進事業

継続事業の取扱い等については、別紙5のとおりとする。

7 デジタルチャレンジ推進事業

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は3か年度とする。

8 ゼロカーボン推進事業

継続事業の取扱い等については、別紙8のとおりとする。

附 則（平成25年4月19日付け空地政第492号空知総合振興局長決定）

1 この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

2 第5の2の規定は、平成26年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

制度要綱第6の1の表の(2)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の28の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額の規定を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。

3 別紙2の第1の28の(1)の表の交付基準額の欄は、平成26年度に別紙2の第1の28の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額

1 万人未満	1,500千円
1 万以上 3 万人未満	1,800千円
3 万以上 5 万人未満	2,100千円
5 万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円

人口規模は、事業実施年度 4 月 1 日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。

400千円

附 則（平成26年 3 月19日付け空地政第4867号一部改正）
この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月18日付け空地政第3129号一部改正）
この要綱は、平成26年11月18日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 4 月21日付け空地政第407号一部改正）
この要綱は、平成27年 4 月21日から施行する。

附 則（平成27年 8 月28日付け空地政第2068号一部改正）
この要綱は、平成27年 8 月28日から施行する。

附 則（平成28年 6 月15日付け空地政第923号一部改正）
この要綱は、平成28年 6 月15日から施行する。

附 則（平成29年 7 月26日付け空地政第1300号一部改正）
この要綱は、平成29年 7 月26日から施行する。

- 附 則（平成30年 3 月26日付け空地政第3334号一部改正）
- 1 この要綱は、平成30年 3 月26日から施行し、平成30年 1 月 1 日から適用する。
 - 2 平成30年12月31日までの間に限り、次のとおりとする。
(略)

附 則（平成30年 7 月31日付け空地政第1302号一部改正）
この要綱は、平成30年 7 月31日から施行する。

附 則（令和元年 9 月11日付け空地政第1463号一部改正）
この要綱は、令和元年 9 月11日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月14日付け空地政第1899号一部改正）
この要綱は、令和 2 年 9 月14日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月20日付け空地政第445号一部改正）
この要綱は、令和 3 年 4 月20日から施行する。

- 附 則（令和 3 年12月17日付け空地政第3792号一部改正）
- 1 この要綱は、令和 3 年12月17日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 第5の2の規定は、令和3年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

- (1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の25の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。
- (2) (1)ただし書に規定する場合のほか、(1)本文の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

3 別紙2の第1の25の(1)の表の交付基準額の欄は、令和3年度に別紙2の第1の25の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1万人未満	1,500千円
1万以上 3万人未満	1,800千円
3万以上 5万人未満	2,100千円
5万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円
人口規模は、令和3年4月1日現在のものとする。	
特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。	
400千円	

附 則（令和4年8月8日付け空地政第2000号一部改正）

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則（令和4年12月21日付け空地政第4182号一部改正）

1 この要綱は、令和4年12月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 第5の2の規定は、令和4年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

- (1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の25の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。
- (2) (1)ただし書に規定する場合のほか、(1)本文の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

3 別紙2の第1の25の(1)の表の交付基準額の欄は、令和4年度に別紙2の第1の25の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1 万人未満	1,500千円
1 万以上 3 万人未満	1,800千円
3 万以上 5 万人未満	2,100千円
5 万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円
人口規模は、令和4年4月1日現在のものとする。 特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。 400千円	

附 則（令和5年9月22日付け空地政第2460号一部改正）

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。